

～町内の私立幼稚園を利用する場合～

美瑛町の幼稚園保育料 (平成29年9月以降)	
階層区分	保育料 (月額)
第1階層	0円
第2階層	0円
第3階層	1,150円 2,800円
第4階層	5,100円
第5階層	7,700円

美瑛町の幼稚園保育料 (平成29年4月時点)	
階層区分	保育料 (月額)
第1階層	0円
第2階層	0円
第3階層	2,350円 5,700円
第4階層	10,300円
第5階層	15,500円

国の保育料基準 (平成29年4月時点)【参考】			
階層区分		保育料 (月額)	
第1階層	生活保護世帯	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯 および均等割のみの世帯	ひとり親世帯等 " 以外	0円 3,000円
	第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等 " 以外
第4階層		市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下の世帯	
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯		25,700円



～町内の保育園を利用する場合～

美瑛町の保育園保育料 (平成29年9月以降)		
階層区分	保育料 (月額)	
	3歳未満 標準時間	3歳以上 標準時間
第1階層	0円	0円
第2階層	0円	0円
	3,000円	2,000円
第3階層	2,900円	2,400円
	6,300円	5,300円
第4階層	3,650円	3,000円
	7,800円	6,600円
第5階層	9,700円	8,700円
第6階層	12,000円	10,800円
第7階層	17,800円	3歳 13,800円 4歳～ 11,300円
	第8階層	24,400円

美瑛町の保育園保育料 (平成29年4月時点)				
階層区分	保育料 (月額)			
			3歳未満 標準時間	3歳以上 標準時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
		" 以外	6,000円	4,000円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,850円	4,850円
		" 以外	12,700円	10,700円
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,300円	6,000円
		" 以外	15,600円	13,200円
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯		19,500円	17,500円
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯		24,000円	21,600円
第7階層	市町村民税所得割課税額 235,000円未満の世帯	3歳	27,600円	22,700円
		4歳～	22,700円	
第8階層	市町村民税所得割課税額 235,000円以上の世帯	3歳	27,600円	22,700円
		4歳～	22,700円	

国の保育料基準 (平成29年4月時点)【参考】					
階層区分	保育料 (月額)				
			3歳未満 標準時間	3歳以上 標準時間	
第1階層	生活保護世帯			0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	
		" 以外	9,000円	6,000円	
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	9,000円	6,000円	
		" 以外	19,500円	16,500円	
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満の世帯 (ひとり親世帯等は 77,101円未満)	ひとり親世帯等	9,000円	6,000円	
		" 以外	30,000円	27,000円	
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満の世帯		44,500円	41,500円	
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満の世帯		61,000円	58,000円	
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満の世帯		80,000円	77,000円	
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上の世帯		104,000円	101,000円	

～町内のへき地保育所を利用する場合～

美瑛町のへき地保育所保育料 (平成29年9月以降)	
階層区分	保育料 (月額)
第1階層	0円
第2階層	0円
	1,500円
第3階層	3,000円

美瑛町のへき地保育所保育料 (平成29年4月時点)			
階層区分	保育料 (月額)		
第1階層	生活保護世帯		0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		" 以外	3,000円
第3階層	市町村民税課税世帯		6,000円



～保育料の表で記載されている額からさらに以下の多子軽減制度があります～

幼稚園の場合・所得割額が77,101円以上の世帯で満3歳から小学生3年生までの子どもが複数いる場合は、最年長の子どもから2人目は半額、3人目以降は無料
 ・所得割額が77,100円以下の世帯で子どもが複数いる場合は、最年長の子どもから2人目は半額、3人目以降は無料

保育所の場合・所得割額が57,700円以上の世帯で小学校就学前の子どもが複数いる場合は、最年長の子どもから2人目は半額、3人目以降は無料
 ・所得割額が57,700円未満の世帯で子どもが複数いる場合は、最年長の子どもから2人目は半額、3人目以降は無料